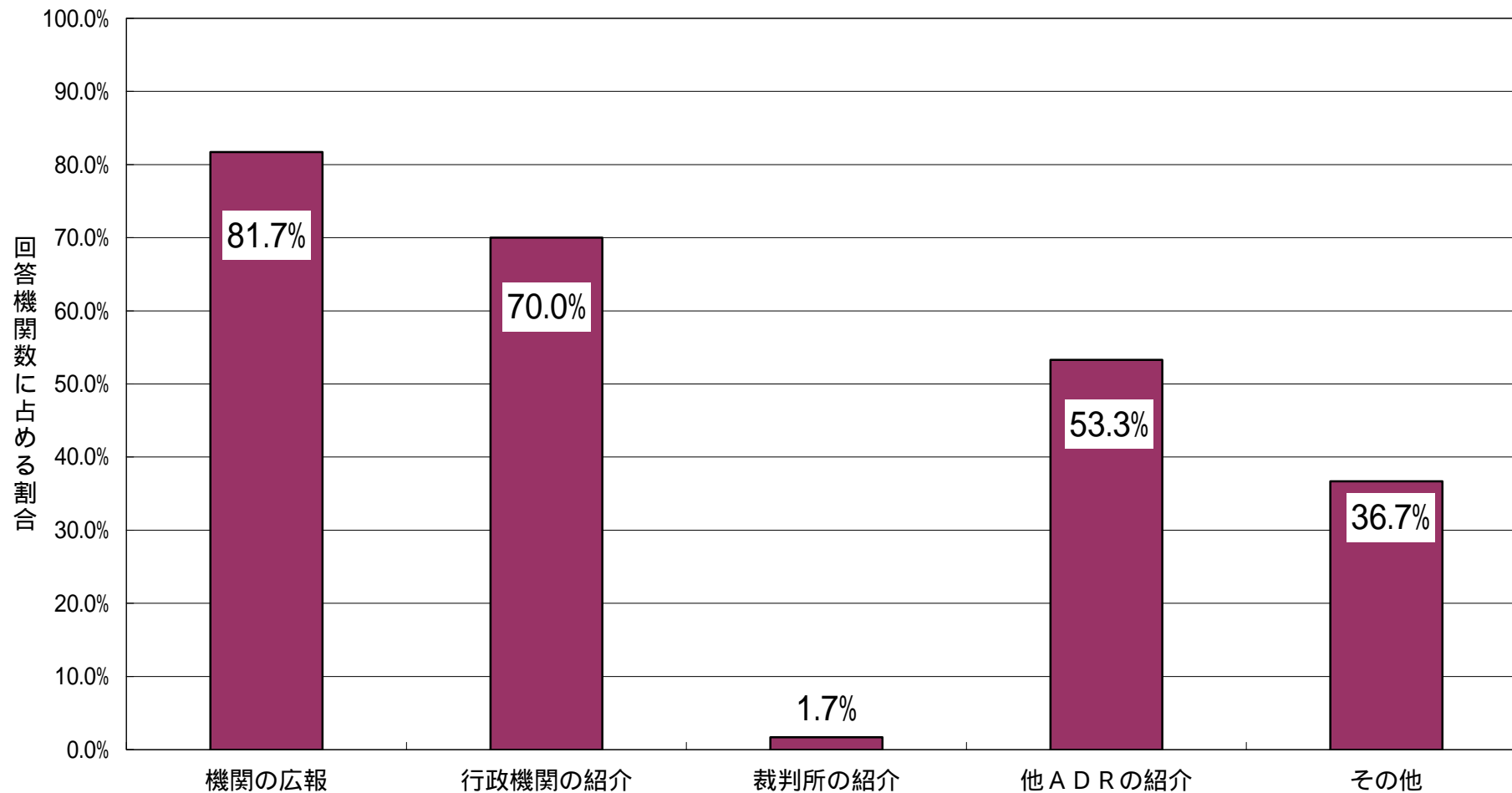


## ADRへのアクセスルート（利用者がADRの存在を知る方法）（複数回答）

（有効回答数：60）



（注1）「その他」には、新聞等の紹介記事、弁護士の紹介、事業者からの紹介等がある。

（注2）一般に周知するために広報等に取り組んでいる機関は、回答があった60機関のうち52機関であった。